

平成25年

第4回市議会定例会 議案第19号

函館市水産物地方卸売市場条例の一部改正について

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

函館市水産物地方卸売市場条例（昭和60年函館市条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第82条」を「第83条」に改める。

第49条第2項中「100分の5」を「100分の8」に改め、「以下同じ」を削る。

第55条第4項中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第57条第2項第2号中「100分の5」を「100分の8」に、「以下」を「第65条第1項および第3項において」に改める。

第59条第3項中「100分の5」を「100分の8」に、「以下」を「別表第2において」に改める。

第61条中「100分の5」を「100分の8」に改める。

第66条中「100分の5」を「100分の8」に、「以下」を「次条第1項において」に改める。

第74条第2項第2号中「100分の105」を「100分の108」に改める。

第81条中「この」を「市長は、この」に、「による」を「により」に、「指定」を「指定をする場合」に、「付する」を「付す」に改める。

第82条を第83条とし、第81条の次に次の1条を加える。

（指定管理者による管理）

第82条 市場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244

条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 市場の施設の使用条件の指定，使用の許可および制限に関すること。

(2) 市場の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第68条第1項および第2項，第68条の2から第69条まで，第70条第1項，第71条第1項，第72条，第73条第2項，第78条第2項ならびに前条（承認および指定については，指定管理者が行うものに限る。）の規定の適用については，これらの規定中「市長」とあるのは，「指定管理者」とする。

附 則

1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の第74条第2項の規定は，この条例の施行の日以後の使用に係る市場の施設の使用料について適用し，同日前の使用に係る市場の施設の使用料については，なお従前の例による。

（提案理由）

水産物地方卸売市場の管理を指定管理者に行わせることとし，ならびに消費税法等の一部改正に伴い，市場の施設の使用料について消費税等相当分を改定し，および市場取引に係る規定を整備するため